

## 令和5年9月定例教育委員会会議

### 1. 日時

令和5年9月27日（水）午前10時00分～午前11時15分

### 2. 場所

河内長野市役所7階 行政委員会室

### 3. 出席委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員、田中委員、大矢委員

### 4. 9月定例教育委員会会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、田中委員

### 5. 事務局出席者

尾西教育推進部長兼教育総務課長、小川生涯学習部長、安田教育推進部理事、篠崎教育指導課長、向井教育指導課参事、小池教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、西野地域教育推進課長、森図書館長、松村教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

### 6. 会議要録

#### 開会

##### 松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和5年9月定例教育委員会会議を開会いたします。

#### (1) 前回会議録の承認

##### 松本教育長

7月臨時教育委員会会議及び8月定例教育委員会会議の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

## (2) 署名委員の指名

### 松本教育長

9月の会議の会議録の署名は、私のほかに藤本教育長職務代理者と田中委員にお願いします。

### 藤本教育長職務代理者、田中委員

了解しました。

## (3) 教育長報告

### 松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和5年8月24日から令和5年9月26日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず8月24日木曜日は、おしお幼稚園及び高向こども園の夏季休業期間預かり事業の視察を行いました。

28日月曜日は、学校保健会に出席しました。

29日火曜日は、第6次総合計画策定等業務プロポーザル審査委員会に出席しました。

31日木曜日は、関西サイクルスポーツセンター理事長を訪問しました。また、南河内教育委員会部活動担当者会に出席しました。

9月1日金曜日は、市議会本会議に出席しました。

4日月曜日は、校長会に出席しました（給食センター）。

5日火曜日は、市部長会に出席しました。

8日金曜日は、教頭会に出席しました。

10日日曜日は、奥河内音絵巻を視察しました（ラブリーホール）。

- 1 2日火曜日は、市議会本会議に出席しました。
- 1 3日水曜日は、市議会本会議に出席しました。
- 1 4日木曜日は、生活安全推進協議会に出席しました。
- 1 5日金曜日は、福祉教育常任委員会に出席しました。
- 1 6日土曜日は、交通安全市民大会に出席しました（キックス）。
- 1 9日火曜日は、予算常任委員会に出席しました。
- 2 0日水曜日は、決算常任委員会に出席しました。
- 2 1日木曜日は、決算常任委員会に出席しました。
- 2 3日土曜日は、人事業務に従事しました。
- 2 6日火曜日は、市議会本会議に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

#### **松本教育長**

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

#### **田中委員**

8月28日に令和5年度第1回河内長野市障がい者施策推進協議会に出席しました。新会長に医師会の山口竜司さん、副会長に社会福祉協議会の玉崎和実さんが就任されました。

#### **松本教育長**

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

### **(4) 議事（要旨）**

#### **松本教育長**

それでは、本日の案件に入ります。

議案第27号「河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会規則の整

備について」の説明をお願いします。

## **尾西教育推進部長兼教育総務課長**

議案第 27 号「河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会規則の整備について」の説明をいたします。議案書につきましては 2 ページから 8 ページを、議案説明資料につきましては 2 ページから 13 ページをお願いいたします。本件につきましては、8月の定例教育委員会会議の議案第 22 号にて議決をいただきました、河内長野市立幼稚園設置条例の廃止に基づき、現在休園中の三日市幼稚園は、令和 5 年 9 月末日をもって廃園いたします。このことについては 9 月市議会においても廃止については承認をいただいております。このことから、関係する教育委員会規則について、該当する部分を改正するための、規則を制定するものでございます。今回対象となる規則につきましては 8 件該当しております。1、「河内長野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」。2、「河内長野市教育委員会事務局組織規則」。3、「河内長野市教育委員会事務決裁規則」。4、「河内長野市教育委員会公印規則」。5、「河内長野市教育委員会職員辞令式規則」。6、「河内長野市学校及び幼稚園教職員任免並びに補職辞令式規則」。この 6 件につきましては規則の改正がでございます。あとの 2 件については廃止でございます。「河内長野市立幼稚園の管理運営に関する規則」、及び「河内長野市立三日市幼稚園規則」。この 2 件については、廃止するものでございます。施行につきましては、令和 5 年 10 月 1 日を予定しております。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## **松本教育長**

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 27 号「河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会規則の整備について」を承認といたします。

## **松本教育長**

それでは次に議案第 28 号「河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会

規程の整備について」の説明をお願いします。

### **尾西教育推進部長兼教育総務課長**

議案第 28 号「河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会規程の整備について」の説明をいたします。

議案書につきましては 9 ページから 10 ページを、議案説明資料につきましては 14 ページから 16 ページをお願いいたします。本件につきましては、先程ご承認賜りました、議案第 27 号同様、関係する教育委員会規程について、該当部分を改正するための規程を制定するものでございます。こちらにつきましては 3 件の規程を改正する規程となっております。1、「河内長野市教育支援委員会運営規程」。2、「学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程」。3、「河内長野市教育委員会表彰規程」の 3 件を改正いたします。こちらにつきましても令和 5 年 10 月 1 日を施行予定としております。説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

### **松本教育長**

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 28 号「河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会規程の整備について」を承認といたします。

### **松本教育長**

それでは次に議案第 29 号「河内長野市立三日市幼稚園廃止に伴う河内長野市学校保健会要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

### **篠崎教育指導課長**

議案第 29 号「河内長野市立三日市幼稚園廃止に伴う河内長野市学校保健会要綱の一部改正について」ご説明申し上げます。議案書は 11 ページから 12 ページを、議案説明資料につきましては 17 ページをご覧ください。本件につきましては、先程ご承認賜りました、議案第 27 号及び議案第 28 号同様、関係する要綱について

該当部分を改正するための要綱を制定するものでございます。改正箇所といたしましては議案書 12 ページご覧いただきますとおり、第 2 条と第 6 条は「幼稚園」に関する箇所を削除する改正でございます。併せて第 5 条に開催回数を「年 2 回」から「必要に応じて」開催できるよう改正いたします。尚、施行につきましては、令和 5 年 10 月 1 日を予定しております。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 29 号「河内長野市立三日市幼稚園廃止に伴う河内長野市学校保健会要綱の一部改正について」を承認といたします。

## (5) 報告案件（要旨）

・報告第 2 1 号「労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について」

放課後児童会 1 2 箇所における、労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 5 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 2 6 日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告したものです。

・報告第 2 2 号「河内長野市青少年指導員に関する規則の改正について」

青少年指導員としての活動を行う際に、河内長野市青少年指導員証を常に携帯し、必要に応じて青少年指導員であることを証明することができるよう、青少年指導員証に関する条文を新たに加える旨報告したものです。

## (6) その他報告（要旨）

### 各部長・理事

○令和 5 年 9 月河内長野市議会定例会にかかる質問通告と答弁の要旨について

(別添資料により説明)

### **尾西教育推進部長兼教育総務課長**

- 南花台第10公園の取得について（施設一体型小中一貫教育推進校第2運動場）

(別添資料により説明)

### **伊藤文化財保護課長**

- 天野山金剛寺国宝特別公開10月号広報掲載
- 旧三日市交番開館時間変更10月号広報掲載
- 「楠木正成伝説」ロビー展示10月号広報掲載
- かやぶきで ゆるり一茶 秋の空10月号広報掲載
- 苫葺き体験10月号広報掲載

### **森図書館長**

- 読書週間おはなしウォッチング 10月号広報掲載
- こどもと楽しむ英語～多読の前に、おうちでできること 10月号広報掲載
- 図書館システム更新に伴う臨時休館などについて 9月号広報掲載
- 図書館 資料展示について

## **閉 会**

### **松本教育長**

以上で9月定例教育委員会を閉会します。

## 令和5年10月定例教育委員会開催日程

### 1. 日 時

令和5年10月25日（水） 午前10時00分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

### 2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

教育長報告（令和5年8月24日～令和5年9月26日） 別紙

- 8月24日（木） 夏季休業期間預かり事業視察（おしお幼稚園、高向こども園）
- 8月28日（月） 学校保健会
- 8月29日（火） 第6次総合計画策定等業務プロポーザル審査委員会
- 8月31日（木） 関西サイクルスポーツセンター理事長訪問  
南河内教育委員会部活動担当者会
- 9月1日（金） 市議会本会議
- 9月4日（月） 校長会（給食センター）
- 9月5日（火） 市部長会
- 9月8日（金） 教頭会
- 9月10日（日） 奥河内音絵巻視察（ラブリーホール）
- 9月12日（火） 市議会本会議
- 9月13日（水） 市議会本会議
- 9月14日（木） 生活安全推進協議会
- 9月15日（金） 福祉教育常任委員会
- 9月16日（土） 交通安全市民大会（キックス）
- 9月19日（火） 予算常任委員会
- 9月20日（水） 決算常任委員会
- 9月21日（木） 決算常任委員会
- 9月23日（土） 人事業務
- 9月26日（火） 市議会本会議

令和5年9月定例教育委員会会議

議 案 書

令和5年9月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- 議案第27号 河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会規則の整備について  
(説明担当 教育総務課・・・p. 2)
- 議案第28号 河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会規程の整備について  
(説明担当 教育総務課・・・p. 9)
- 議案第29号 河内長野市立三日市幼稚園廃止に伴う河内長野市学校保健会要綱の一部改正について  
(説明担当 教育指導課・・・p. 11)

(報告案件)

- 報告第21号 労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について  
(説明担当 教育総務課・・・p. 13)
- 報告第22号 河内長野市青少年指導員に関する規則の改正について  
(説明担当 地域教育推進課・・・p. 14)

議案第 27 号

河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に  
ついて

河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会規則を整備する規則は  
次のとおりです。

令和 5 年 9 月 27 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市立幼稚園の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

#### 河内長野市教育委員会規則第4号

河内長野市立幼稚園の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備  
に関する規則

(河内長野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 河内長野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成14年河内長野市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条、第4条、第14条及び様式第1号中「又は園長」を削る。

(河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第2条 河内長野市教育委員会事務局組織規則(平成22年河内長野市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号ア(ケ)中「(市立幼稚園児に係る災害給付等に関するものを除く。)」を削り、同号ア(ス)中「(市立幼稚園に関するものを除く。)」を削り、同号ア(チ)及び同号イ(イ)中「(市立幼稚園を除く。)」を削り、同条第2号ア(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、同号イ(オ)中「及び市立幼稚園」を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

(河内長野市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第3条 河内長野市教育委員会事務決裁規則(平成26年河内長野市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中「(市立幼稚園を除く。)」及び「(市立幼稚園の児童に関する事務を除く。)」を削り、同表第2項中「(市立幼稚園教職員を除く。)」を削り、

「

(17) 人権・同和教育の専門的指導及び助言並びに総合指導企画に関する事務を処理すること。		○
(18) 市立幼稚園の教材教具の整備方針を作成すること。	○	
(19) 市立幼稚園の教材教具の調整に関する事務を処理すること。		○
(20) 市立幼稚園の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事務を処理すること。		○
(21) 市立幼稚園の整備方針に関する事務を処理すること。		○

」

を

「

(17) 人権・同和教育の専門的指導及び助言並びに総合指導企画に関する事務を処理すること。		○
---	--	---

」

に改める。

(河内長野市教育委員会公印規則の一部改正)

第4条 河内長野市教育委員会公印規則（昭和56年河内長野市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

(ロ) 幼稚園

1-1	河内長野市立三日市幼稚園印	てん書	方 45mm	証書用	幼稚園長
1-2	河内長野市立三日市幼稚園印	〃	方 30mm	幼稚園名でする文書	〃
1-3	河内長野市立三日市幼稚園長印	れい書	方 21mm	幼稚園長名でする文書	〃

」

を

「

(ロ) 削除

1-1	削除	削除	削除	削除	削除
1-2	〃	〃	〃	〃	〃
1-3	〃	〃	〃	〃	〃

」

に、

「

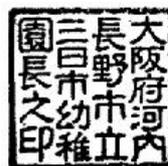
(口) 1 - 1



(口) 1 - 2



(口) 1 - 3



」

を

「

(口) 1 - 1

削除

(口) 1 - 2

削除

(口) 1 - 3

削除

」

に改める。

(河内長野市教育委員会職員辞令式規則の一部改正)

第5条 河内長野市教育委員会職員辞令式規則（昭和29年河内長野市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「河内長野市学校及び幼稚園教職員任免並びに補職辞令式規則」を「河内長野市学校教職員任免及び補職辞令式規則（昭和29年河内長野市教育委員会規則第9号）」に改める。

(河内長野市学校及び幼稚園教職員任免並びに補職辞令式規則の一部改正)

第6条 河内長野市学校及び幼稚園教職員任免並びに補職辞令式規則（昭

和 29 年河内長野市教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

河内長野市学校教職員任免及び補職辞令式規則

第 1 条中「及び幼稚園」を削り、「職員」を「教職員」に、「並びに」を「及び」に改める。

第 2 条中「及び幼稚園職員」を「教職員」に改め、同条第 1 号中「校園長」を「校長」に改める。

第 3 条第 1 号中「校園長」を「校長」に改め、「(幼稚園)」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「(幼稚園)」を削り、同条第 4 号中「河内長野市立学校(幼稚園)」を「河内長野市公立学校」に改め、「(幼稚園)」を削り、同条第 5 号中「河内長野市立学校(幼稚園)」を「河内長野市公立学校」に改め、「(幼稚園)」を削る。

第 5 条第 1 号中「校園長」を「校長」に、「河内長野市立学校(幼稚園)長」を「河内長野市公立学校長」に改め、同条第 2 号中「(幼稚園)」を削り、「養護教諭」を「養護助教諭」に改める。

第 6 条第 1 号中

「(1) 教育公務員特例法第 14 条の場合

河内長野市公立学校(幼稚園)長(教員)」

を

「(1) 教育公務員特例法第 14 条の場合

河内長野市公立学校長(教員)」

に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「（幼稚園）」を削る。

（河内長野市立幼稚園の管理運営に関する規則の廃止）

第 7 条 河内長野市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和 3 2 年河内長野市教育委員会規則第 1 4 号）は、廃止する。

（河内長野市立三日市幼稚園規則の廃止）

第 8 条 河内長野市立三日市幼稚園規則（昭和 2 9 年河内長野市教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会規程の整備に  
ついて

河内長野市立幼稚園廃止に伴う関係教育委員会規程を整備する規程は  
次のとおりです。

令和 5 年 9 月 27 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市立幼稚園の廃止に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程をここに公布する。

令和 年 月 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

#### 河内長野市教育委員会規程第1号

河内長野市立幼稚園の廃止に伴う関係教育委員会規程の整備  
に関する規程

(河内長野市教育支援委員会運営規程の一部改正)

第1条 河内長野市教育支援委員会運営規程(平成13年河内長野市教育委員会規程第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「及び幼稚園教諭代表」を削る。

(学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改正)

第2条 学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程(平成7年河内長野市教育委員会規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号及び第5号中「、幼稚園」を削る。

第3条第2号中「並びに幼稚園長」を削る。

(河内長野市教育委員会表彰規程の一部改正)

第3条 河内長野市教育委員会表彰規程(昭和57年河内長野市教育委員会規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「・幼稚園」を削る。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

議案第 29 号

河内長野市立三日市幼稚園廃止に伴う河内長野市学校保健会  
要綱の一部改正について

河内長野市立三日市幼稚園廃止に伴う河内長野市学校保健会要綱の一部改正については次のとおりです。

令和 5 年 9 月 27 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市学校保健会要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 年 月 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

### 河内長野市教育委員会要綱第3号

河内長野市学校保健会要綱の一部を改正する要綱

河内長野市学校保健会要綱（平成6年河内長野市教委要綱第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「小学校、中学校及び幼稚園の校園長」を「小学校及び中学校の校長」に改める。

第5条中「年2回」を「必要に応じて」に改め、同条ただし書を削る。

第6条第1項中「学校園長部会」を「学校長部会」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

報告第 2 1 号

労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について、別冊 1 のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 2 7 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 2 2 号

河内長野市青少年指導員に関する規則の改正について

河内長野市青少年指導員に関する規則の改正については次のとおりです。

令和 5 年 9 月 2 7 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月15日

河内長野市長 島田 智明

#### 河内長野市規則第41号

河内長野市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則

河内長野市青少年指導員に関する規則（平成28年河内長野市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「前2条」を「第4条及び第5条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（青少年指導員証）

第6条 青少年指導員は、その職務を行う際に、その身分を証明するため河内長野市青少年指導員証（別記様式）を常に携帯しなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第6条関係）

（表面）

<h1>河内長野市青少年指導員証</h1>		
 <p>（写真）</p>	<b>氏名：</b>	
	交付年月日	年 月 日
	（交付の日から 年間有効）	
	上記の者は河内長野市青少年指導員であることを証明する。	
	河内長野市長	印

（裏面）

<ol style="list-style-type: none"><li>1. この証は河内長野市青少年指導員であることを明らかにするため携帯するものとする。</li><li>2. この証は他人に貸与、または譲渡することはできない。</li><li>3. この証を紛失・破損したときは、直ちに発行者に届けなければならない。</li><li>4. 新たな証を受けたとき、資格を失ったときは、直ちにこの証を返還しなければならない。</li></ol>
--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。